

## 優良防犯電話推奨実施細則

(審査委員会の開催)

第 1 条 審査委員会は、次により開催する。

- (1) 原則として 6 月、12 月の各月 1 回開催し、期日は、その都度決定する。
- (2) 申請の締め切りは、審査委員会開催月の前月の 20 日とする。
- (3) 開催期日の通知は、申請者に対し直接行う。

(審査手数料等)

第 2 条 審査手数料及び更新手数料は、次のとおりとする。

審査手数料 49,500 円

更新手数料 19,800 円

2 表示利用料は、次のとおりとする。

表示利用料 50,000 円

3 審査手数料等の納付方法は、次のとおりとする。

- (1) 審査手数料及び更新手数料は、申請時にあらかじめ全防連の指定口座に納付する。
- (2) 表示利用料は、推奨決定後、表示を行う前に全防連の指定口座に納付する。

附則

この細則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附則

令和元年 10 月 22 日、公財全防連細則第 6 号とする。

附則

この細則は、令和 3 年 12 月 16 日から改正する。